　　　五條市林業雇用促進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、市内の林業の活性化、雇用促進及び森林・林業に関する普及啓発を目的に、林業従事者の新規雇用又は情報発信やイベントの実施により森林・林業のPRを実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1)　「林業従事者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林　施業」という。）に従事する者をいう。

　(2)　「林業事業体」とは、林業従事者を雇用して森林施業を行う者をいう。

　(3)　「認定事業体」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４　５号）第５条第１項の規定により作成した計画について、同項の規定による知事の　認定を受けた林業事業体をいう。

　(4)　「林業経営体」とは、奈良県林業経営体に関する情報の登録・公表要領（令和元　年１１月１８日施行。以下「登録・公表要領」という。）第２条に規定する林業経営　体のうち、同要領第３条第２号又は第３号に該当するものとして、同要領第６条第　１項の規定による知事の登録を受けたものをいう。

　（補助対象者）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、五條市内に住所を有する認定事業体及び林業経営体とする。

　（補助対象事業、補助対象経費及び補助額等）

第４条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費及び補助金の額等は、別表第１のとおりとする。

２　国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度との併用はできない。

　（補助事業の実施期間）

第５条　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に五條市林業雇用促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　収支予算書（様式第３号）

　(3)　林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第１項の規定による認定又は登　　録・公表要領第６条第１項の規定による登録に係る通知書の写し

　(4)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し五條市林業雇用促進事業補助金交付決定通知書（様式第４号）で通知するものとする。この場合において、市長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

　（事前着手の届出）

第８条　申請者が、やむを得ない事由により前条の補助金の交付決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、五條市林業雇用促進事業事前着手届（様式第５号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に届け出なければならない。

　（申請の取下げ）

第９条　第７条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

　（事業計画の変更）

第１０条　補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市林業雇用促進事業補助金変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（状況の報告等）

第１１条　市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業等の遂行状況等の報告を求め、現地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

　（完了実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から３０日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、五條市林業雇用促進事業完了実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　収支決算書（様式第８号）

　(2)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定、交付及び精算）

第１３条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して五條市林業雇用促進事業補助金額確定通知書（様式第９号）で通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市林業雇用促進事業補助金交付請求書（様式第１０号）を提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　第７条後段の規定により市長が付した条件又は第９条若しくは第１０条の規定　に違反したとき。

　(2)　補助金を目的外に使用したとき。

　(3)　事業を中止したとき、又は事業の遂行の見込みがないとき。

　(4)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

　（関係書類等の整備）

第１５条　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間整備及び保管しなければならない。

　（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。